

平成 29 年

第 1 回市議会定例会 議案第 51 号

函館市芸術ホール条例の一部改正について

函館市芸術ホール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市芸術ホール条例の一部を改正する条例

函館市芸術ホール条例（平成 9 年函館市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（利用料金）

第 6 条 別表第 1 区分の欄に掲げる施設または別表第 2 区分の欄に掲げる附属設備もしくは備付物件の利用者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、指定管理者が、別表第 1 および別表第 2 に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。

4 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金の不還付）

第 6 条の 2 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

る。

第 8 条（見出しを含む。）中「使用料」を「駐車場使用料」に改める。

第 15 条第 1 項中「（昭和 22 年法律第 67 号）」および「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第 1 備考第 2 項中「場合」を「場合の利用料金」に、「この表」を「上表」に、「よる使用料」を「よる利用料金」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表備考第 3 項および第 4 項中「場合」を「場合の利用料金」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表備考第 5 項および第 6 項中「基本使用料」を「基本利用料金」に、「徴収する」を「利用料金として支払わなければならない」に改め、同表備考第 7 項中「の使用料」を「の利用料金」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に、「よる使用料」を「よる利用料金」に改める。

別表第 2 備考以外の部分中「使 用 料」を「利 用 料 金」に改め、同表備考第 1 項および第 2 項中「この表」を「上表」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第 3 項中「この表」を「上表」に、「使用料」を「利用料金」に、「徴収する」を「利用料金として支払わなければならない」に改め、同表備考第 4 項中「使用料」を「利用料金」に、「この表」を「上表」に改め、同表備考第 5 項中「徴収する」を「勘案して市長が別に定める額を利用料金として支払わなければならない」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 6 条、第 6 条の 2、別表第 1 および別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた許可に係る使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用（函館市芸術ホール条例別表第 1 に規定する時間区分を越える使用および暖房の使用ならびに附属設備または備付物件の使用（以下これらを「超

過等使用」という。)に限る。)について適用し、施行日前の使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用(超過等使用を除く。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、当初許可(施行日前にされた許可で施行日以後の使用に係るものをいう。以下同じ。)について変更許可(施行日以後にされた許可で当初許可の内容を変更するものをいう。以下同じ。)がなされた場合における当該変更許可に係る使用(超過等使用を除く。以下同じ。)については、当該当初許可に係る使用料を施行日前に納付していない場合で、当該変更許可に係る使用について改正後の第6条第2項および別表第1の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による利用料金の額(以下「変更後額」という。)が、当該変更許可の当初許可に係る使用について改正前の第6条第1項および別表第1の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による使用料の額(以下「当初額」という。)を超えないときは、変更後額に相当する額を改正前の第6条、第8条および別表第1の規定が適用される使用料とみなし、変更後額が当初額を超える場合は、当初額に相当する額を改正前の第6条、第8条および別表第1の規定が適用される使用料とみなし、変更後額と当初額との差額に相当する額を改正後の第6条、第6条の2および別表第1の規定が適用される利用料金とみなす。

(提案理由)

芸術ホールの施設または附属設備もしくは備付物件の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとし、ならびに規定を整備するため